

## ○長浜市附属機関設置条例

平成25年 9 月30日 条例第27号

(趣旨)

**第1条** この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置等)

**第2条** 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(専門委員等)

**第3条** 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

**第4条** 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委員の守秘義務)

**第5条** 附属機関の委員（第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

**附 則**（令和4年3月29日 条例第12号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

**別表**（第2条関係）

| 執行機関 | 附属機関        | 所掌事務                       | 委員の定数 |
|------|-------------|----------------------------|-------|
| 市長   | 長浜市下水道事業審議会 | 下水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議すること。 | 8人以内  |

## ○長浜市下水道事業審議会規則

平成25年10月 1 日規則第87号

(趣旨)

**第1条** この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 公共下水道使用料に関すること。
- (2) 農業集落排水処理施設使用料に関すること。
- (3) 受益者負担金に関すること。
- (4) 中期経営計画に関すること。
- (5) その他下水道事業の経営に関し市長が必要と認めること。

(委員)

**第3条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 受益者代表
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第6条** 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、下水道事業部下水道総務課において処理する。

(補則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日規則第45号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月31日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## ○長浜市情報公開条例（抜粋）

平成18年2月13日条例第17号

（附属機関の会議の公開）

第27条 実施機関に置く附属機関は、法令等の規定により公開することができないとされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するよう努めるものとする。

## ○附属機関の会議の公開等に関する要綱

平成18年2月13日告示第7号

（趣旨）

第1条 この要綱は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）第27条に定める附属機関の会議の公開の運用について必要な事項を定めるものとする。

（公開又は非公開の決定）

第2条 附属機関の会議は、長浜市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。

2 附属機関の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（会議の開催の周知）

第3条 附属機関は、公開の会議を開催する場合、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、適切な方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

- （1） 附属機関の名称
- （2） 開催日時
- （3） 開催場所
- （4） 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする議題及び理由を含む。）
- （5） 傍聴者の定員
- （6） 傍聴の手続
- （7） 問い合わせ先

（公開の方法等）

第4条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により公開する。

2 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。

3 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。

- （1） 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席を設ける。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定する。
- （2） 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めることとする。

4 公開した会議の結果については、議事録又は会議概要を作成し、会議資料とともに適切な方法により閲覧に供するものとする。

（非公開会議の会議概要の公開）

第5条 非公開とした会議については、会議終了後、公開した会議に準じて、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

（懇談会等の会議の公開）

第6条 有識者、市民等から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として開催する懇談会、懇話会、研究会その他の要領により開催する会合（本市職員のみで構成するもの、関係行政機関若しくは関係団体との連絡調整を主な目的とするもの又は実行委員会その他のイベント等を実施するために組織するものを除く。）における会議の公開は、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条第2項及び第4条第2項中「附属機関の長」とあるのは、「会合を所管する課の長」と読み替えるものとする。